

鳥取市営サッカー場利用料減免：判断基準

利 用 者	利 用 内 容	理 由	減免割合
鳥取市・市の機関	主催事業		全 免
市内の小・中学校	学校教育活動	市内にある学校教育法による学校教育活動の一環として生徒が利用するため	8 割
市内の高校	学校教育活動	市内にある学校教育法による学校教育活動の一環として生徒が利用するため	6 割
市内の幼稚園	幼稚園の活動	市内にある学校教育法による学校教育活動の一環として幼児が利用するため	8 割
市内の保育所	保育所の活動	幼稚園との整合性を図り、保育活動の一環として幼児が利用するため	8 割
鳥取市（東部）中体連・高体連	主催事業（市・東部大会）	鳥取市（東部）中体連・高体連が主催で行う大会で、学校教育活動の一環として特に必要と認めた場合（平成２３年４月：高体連を追加）	8 割
鳥取県中体連・高体連	主催事業（県レベルの大会）	県中体連・高体連が主催で行う大会で、学校教育活動の一環として特に必要と認めた場合（平成２３年４月：高体連を追加）	5 割
その他	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者		全 免
	介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者		
（株）SC鳥取	（株）SC鳥取の事業	ガイナール鳥取の活動の一環として必要と認めた場合	アマチュア

上記以外については、その都度判断する。

利用料減免は、鳥取市営サッカー場の設置及管理に関する条例第8条の規定による。

大学、専門学校の大会は減免にならない。

上記表の全免対象者が夜間照明・大型映像装置を利用する場合の利用料金は条例のとおりとする。